

- 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制（请以中文内容为准，日本語译文仅供参考），未经书面许可，不得转载、摘编等；
- 关于《里兆法律资讯》的订阅规则、版权声明及免责声明等内容，详见里兆律师事务所网站的[订阅法律资讯](#)；
- 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的[“里兆法律资讯”](#)栏目；
- 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系[联系](#)；
- 您还可关注微信公众号“里兆法律资讯”（微信二维码见右侧），更便捷地阅读《里兆法律资讯》的重点内容。



- 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり(中国語の内容が原文であり、日本語訳は参考用とします)、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。
- 「里兆法律情報」の購読、著作権声明及び免責声明等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの[法律情報の受信](#)をご覧ください。
- 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの[「里兆法律情報」](#)の欄をご覧ください。
- ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご[連絡](#)ください。
- WeChat 公式アカウント「里兆法律情報」から「里兆法律情報」の要旨を逸早くご覧いただけます(左の WeChat・QR コードを読み取っていただきますと、入力の手間が省けます)。

08 09 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

## Issue 689-2020/08/04~2020/08/10

### 目录

(点击目录标题，可转至相应正文；点击正文标题，可返回目录。)

#### 一、最新中国法令

- 国家市场监督管理总局等六部门关于进一步优化企业开办服务的通知..... 2
- 国家市场监督管理总局登记注册局关于进一步做好企业登记档案资料查询工作的通知..... 2
- 最高人民法院关于深化司法责任制综合配套改革的实施意见..... 3
- 国务院关于印发新时期促进集成电路产业和软件产业高质量发展若干政策的通知..... 3
- 国家税务总局关于进一步支持和服务长江三角洲区域一体化发展若干措施的通知..... 5

#### 二、最新资讯

- 国家市场监管总局公开《全国被授予外商投资企业登记管理权的市场监管部门名单》... 6
- 《江苏省人民政府关于促进利用外资稳中提质做好招商安商稳商工作的若干意见》操作指引 第一批、第二批..... 6

#### 三、近期热点话题..... 6

### 目次

(目次のタイトルをクリックすると該当する本文が表示されます。本文中のタイトルをクリックいただくと目次に戻ります。)

#### 一、最新中国法令

- 企業創設に係るサービスの更なる最適化に関する国家市场监督管理总局等六部門による通知 2
- 企業の登記ファイル簿資料の照会作業の更なる貫徹に関する国家市场监督管理总局登記登録局による通知..... 2
- 司法責任制総合関連改革推進に関する最高人民法院による実施意見..... 3
- 新たな時期において集積回路産業及びソフトウェア産業の質の高い発展を促進するための若干政策の印刷・配布に関する国务院による通知... 3
- 長江デルタ区域一体化発展を更に後押しするための若干措置に関する国家税務総局による通知..... 5

#### 二、新着情報

- 国家市场监管总局が「外商投资企业登記管理権を付与された全国の市場監督管理部門名簿」を公開した..... 6
- 「外資の利用を促進し安定の中で質を向上させ、外資誘致、外資繋ぎ止めを貫徹することに関する江苏省人民政府による若干意见」実施ガイドラインの第一弾、第二弾..... 6

#### 三、トピックス..... 6

## 一、最新中国法令

### ● 国家市场监督管理总局等六部门关于进一步优化企业开办服务的通知

- 【发布单位】国家市场监督管理总局等六部门  
【发布文号】国市监注〔2020〕129号  
【发布日期】2020-08-07  
【内容提要】该通知包括“企业开办全程网上办理”、“进一步压减企业开办时间、环节和成本”和“推进电子营业执照、电子发票、电子印章应用”三方面。其中包括：

<b>企业开办全程网上办理</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>2020 年年底，各省（区、市）全部开通企业开办一网通办平台，在全国各地均可实现企业开办全程网上办理。</li><li>推行企业登记、公章刻制、申领发票和税控设备、员工参保登记、住房公积金企业缴存登记可在线上“一表填报”申请办理。</li></ul>
<b>进一步压减企业开办时间、环节和成本</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>2020 年年底，全国实现压缩企业开办时间至 4 个工作日内。</li></ul>
<b>推进电子营业执照、电子发票、电子印章应用</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>推广电子营业执照应用，作为企业在网上办理企业登记、公章刻制、涉税服务、社保登记、银行开户等业务的合法有效身份证明和电子签名手段。</li></ul>

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://qkml.samr.gov.cn/nsjg/djzci/202008/t2020807\\_320600.html](http://qkml.samr.gov.cn/nsjg/djzci/202008/t2020807_320600.html)

### ● 国家市场监督管理总局登记注册局关于进一步做好企业登记档案资料查询工作的通知

- 【发布单位】国家市场监督管理总局登记注册局  
【发布文号】登注函字〔2020〕157号  
【发布日期】2020-08-06  
【内容提要】律师出示律师执业证书和律师事务所开具的与承办法律事务有关的文件和承诺书，可以进行文书档案资料查询。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.samr.gov.cn/djzci/zcfcg/qt/202008/t20200806\\_320556.html#](http://www.samr.gov.cn/djzci/zcfcg/qt/202008/t20200806_320556.html#)

## 一、最新中国法令

### ● 企业创设に係るサービスの更なる最適化に関する国家市场监督管理总局等六部門による通知

- 【発布機関】国家市場監督管理総局等六部門  
【発布番号】国市監注〔2020〕129号  
【発布日】2020-08-07  
【概要】本通知には、「企業創設手続きの完全オンライン化」、「企業の創設に係る時間、プロセス、コストの更なる削減」、「電子版営業許可証、電子版発票、電子印鑑の利用促進」の3つの方面の内容が含まれている。具体的には以下の内容が含まれる。

<b>企業創設手続きの完全オンライン化</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>2020 年年末までに、各省（区、市）全域において、企業創設手続きのオンライン・ワンストップ化プラットフォームを開通させ、全国各地において企業創設手続きをオンライン上で完結できるようにする。</li><li>企業登記、公印作成、発票及び税金統制設備の取得申請、従業員の社会保険加入登記、住宅積立金に係る企業の積立登記といった一連の申請手続きをオンライン上で「1枚の用紙に記入」することにより完結できるようにする。</li></ul>
<b>企業の創設に係る時間、プロセス、コストの更なる削減</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>2020 年年末までに、全国において企業創設に係る時間を 4 業務日以内に短縮できるようにする。</li></ul>
<b>電子版営業許可証、電子版発票、電子印鑑の利用促進</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>企業がオンライン上で企業登記、公印作成、税務関連手続き、社会保険登記、銀行口座開設等手続きを行うに際しての適法且つ有効な本人確認証明書として及び電子署名を付与するための手段として電子版営業許可証の利用を普及させる。</li></ul>

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://qkml.samr.gov.cn/nsjg/djzci/202008/t2020807\\_320600.html](http://qkml.samr.gov.cn/nsjg/djzci/202008/t2020807_320600.html)

### ● 企業の登記ファイル簿資料の照会作業の更なる貫徹に関する国家市场监督管理总局登記登録局による通知

- 【発布機関】国家市場監督管理総局登記登録局  
【発布番号】登注函字〔2020〕157号  
【発布日】2020-08-06  
【概要】弁護士が弁護士免許証及び担当する法律業務に関し法律事務所から発行された文書と誓約書を呈示すれば、書面のファイル簿資料を照会することができる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.samr.gov.cn/djzci/zcfcg/qt/202008/t20200806\\_320556.html#](http://www.samr.gov.cn/djzci/zcfcg/qt/202008/t20200806_320556.html#)

● 最高人民法院关于深化司法责任制综合配套改革的实施意见

【发布单位】最高人民法院  
 【发布文号】法发〔2020〕26号  
 【发布日期】2020-08-05  
 【内容提要】该实施意见从健全审判监督管理等五方面提出28项配套举措。其中包括：

<p><b>完善统一法律适用机制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通过类案检索初步过滤、专业法官会议研究咨询、审判委员会讨论决定，有效解决审判组织内部、不同审判组织以及合议庭与审判组织之间的分歧，促进法律适用标准统一。</li> <li>承办法官应当按照相关文件要求，对于应当类案检索的案件，在合议庭评议、专业法官会议讨论和审理报告中说明情况，或制作专门的类案检索报告。</li> <li>各级人民法院应当建立务实管用的法律适用分歧解决机制，探索建立当事人和其他诉讼参与人反映法律适用不一致问题的渠道，配套完善监测、反馈和公开机制。</li> </ul>
<p><b>健全多元化纠纷解决机制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>统筹集成行业协会、行业组织、商会、律师等解纷力量，加强在线诉非分流和诉调对接工作，充分运用线上平台，实现大量纠纷在诉前多元化解。</li> <li>各级人民法院应针对劳动争议等类型化纠纷，建立健全线上线下诉前联动调解机制，明确程序衔接细则。</li> </ul>

【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.court.gov.cn/...>

● 国务院关于印发新时期促进集成电路产业和软件产业高质量发展若干政策的通知

【发布单位】国务院  
 【发布文号】国发〔2020〕8号  
 【发布日期】2020-08-04  
 【内容提要】该通知从财税优惠、投融资、研究开发、进出口、人才、知识产权、市场应用、国际合作八方面提出37条政策。凡在中国境内设立的符合条件的

● 司法责任制综合相关改革推进に関する最高人民法院による実施意見

【発布機関】最高人民法院  
 【発布番号】法発〔2020〕26号  
 【発布日】2020-08-05  
 【概要】本実施意見では審判監督管理の健全化等5つの方面から28項目の関連措置を打ち出している。具体的には以下の内容が含まれる。

<p><b>法律適用メカニズムの整備、統一化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>類似する事案の検索によるスクリーニング、専門裁判官会議での検討・諮問、審判委員会における討議決定といったプロセスを経ることで、審判組織内部、各審判組織及び裁判所長、裁判長と審判組織との間の相違を有効に解決し、法律適用基準の統一化を図る。</li> <li>担当裁判官は関係文書の要求に従い、類似する事案の検索が必要な事案について、合議廷での評議、専門裁判官会議での討議及び審理報告書の中で状況を説明するか、又は類似する事案の検索に関する報告書を作成しなければならない。</li> <li>各級人民法院は法律適用の相違を解決するための実効性あるメカニズムを構築し、当事者及びその他の訴訟参加者から法律適用不一致問題について報告を受けるためのルートの設置について検討し、これに関連しモニタリング、フィードバック、公開体制を整える。</li> </ul>
<p><b>多様化した紛争解決メカニズムを整備する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業種協会、業種組織、商会、弁護士等に紛争解決の力を発揮させるべく統制・統合し、「オンライン訴非分離」（裁判所に提訴された事案を立件前に当事者の同意を得た上で、非訴訟調停チームに引き渡すこと）といった訴訟方式と非訴訟方式の連携による紛争調停制度の推進に力を注ぎ、オンラインプラットフォームを十分に活用し、多くの紛争を訴訟前に多様化した方式で解決できるようにする。</li> <li>各級の人民法院は労働争議等に分類される紛争に対して、オンライン、オフラインによる訴訟前調停連携メカニズムを構築し、整備し、手続きの整合性を維持するための細則を明確にしなければならない。</li> </ul>

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.court.gov.cn/...>

● 新たな時期において集積回路産業及びソフトウェア産業の質の高い発展を促進するための若干政策の印刷・配布に関する国务院による通知

【発布機関】国务院  
 【発布番号】国発〔2020〕8号  
 【発布日】2020-08-04  
 【概要】本通知では財政・税務優遇、投資・融資、研究・開発、輸出入、人材、知的財産権、市場での応用、国際協力の8つの方面から37項目の政策を打ち出している。中

集成电路企业（含设计、生产、封装、测试、装备、材料企业）和软件企业，不分所有制性质，均可按规定享受相关政策。其中财税政策简要介绍如下：

国国内で設立され条件に適合する集積回路企業（設計、生産、パッケージ、テスト、取り付け、材料企業を含む）及びソフトウェア企業は、所有制の性質に関わらず、いずれも規定に従い関係政策の適用を受けることができる。そのうち、财税政策について、以下の通り簡潔に紹介する。

企业所得税优惠政策
<ul style="list-style-type: none"> <li>国家鼓励的集成电路生产企业或项目： 按照不同的条件，自企业获利年度或项目取得第一笔生产经营收入所属纳税年度起，可享受一定年限的企业所得税减免等优惠政策（十年免征、五免五减半、两免三减半等）。</li> <li>国家鼓励的集成电路设计、装备、材料、封装、测试企业和软件企业： 自获利年度起，第一年至第二年免征企业所得税，第三年至第五年按照 25% 的法定税率减半征收企业所得税。</li> <li>国家鼓励的重点集成电路设计企业和软件企业： 自获利年度起，第一年至第五年免征企业所得税，接续年度减按 10% 的税率征收企业所得税。</li> </ul> <p>备注：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企业所得税优惠政策条件和范围，根据产业技术进步情况进行动态调整。</li> <li>集成电路设计企业、软件企业在本政策实施以前年度的企业所得税，按照国发〔2011〕4 号文件明确的企业所得税“两免三减半”优惠政策执行。</li> </ul>
增值税优惠政策
<ul style="list-style-type: none"> <li>继续实施集成电路企业和软件企业增值税优惠政策。</li> </ul> <p>备注：根据国发〔2000〕18 号，增值税一般纳税人销售自产产品，对实际税负超过 6%（集成电路企业）或 3%（软件企业）的部分即征即退，由企业用于研究开发和扩大再生产。</p>
进口关税及进口环节增值税优惠政策
<ul style="list-style-type: none"> <li>在一定时期内，符合规定条件的集成电路生产企业和先进封装测试企业，进口原材料、消耗品等，免征进口关税。</li> <li>在一定时期内，对集成电路重大项目进口新设备，准予分期缴纳进口环节增值税。</li> </ul>
新旧规定的适用
<ul style="list-style-type: none"> <li>继续实施国发〔2000〕18 号、国发〔2011〕4 号文件明确的政策，相关政策与本政策不一致的，以本政策为准。</li> </ul>

企业所得税优惠政策
<ul style="list-style-type: none"> <li>国が奨励する集積回路生産企業若しくはプロジェクト： 各条件に従い、企業が利益を獲得した年度又はプロジェクトについて初めて取得した生産経営収入の属する納税年度から、一定年数の期間、企業所得税減免等優遇政策の適用を受けることができる（10 年間徴収免除とするもの、最初の 5 年間免除し、後の 5 年間は半減とするもの、最初の 2 年間免除し、後の 3 年間は半減とするもの等がある）。</li> <li>国が奨励する集積回路の設計、取り付け、材料、パッケージ、テスト企業及びソフトウェア企業： 利益を獲得した年度より、一年目から二年目までは企業所得税を免除し、三年目から五年目は 25% の法定税率を半減して企業所得税を徴収する。</li> <li>国が奨励する重点集積回路設計企業及びソフトウェア企業： 利益を獲得した年度より、一年目から五年目は企業所得税を免除し、後続する年度においては 10% の税率に減らし企業所得税を徴収する。</li> </ul> <p>備考：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業所得税に係る優遇政策の条件と範囲は、産業技術の進歩に合わせ動的に調整する。</li> <li>集積回路設計企業、ソフトウェア企業の本政策実施以前の年度における企業所得税については、国発〔2011〕4 号文書にて明確にされている企業所得税「二免三減半」（最初の二年間は免除し、後の三年間は半減する）の優遇政策に従い取り扱う。</li> </ul>
增值税優遇政策
<ul style="list-style-type: none"> <li>集積回路企業及びソフトウェア企業の増値税優遇政策を引続き実施する。</li> </ul> <p>備考：国発〔2000〕18 号に基づき、増値税一般納税者が販売した自社生産品に対する実際の税負担が 6%（集積回路企業）又は 3%（ソフトウェア企業）を超える部分について即時徴収・即時還付を実行し、企業が研究開発と再生産拡大に充てる。</p>
輸入関税及び輸入段階増値税優遇政策
<ul style="list-style-type: none"> <li>一定期間内において、所定の条件に適合する集積回路生産企業と先進パッケージ・テスト企業が輸入する原材料、消耗品等に係る輸入関税を免除する。</li> <li>一定期間内において、集積回路重大プロジェクトのために輸入する新設備に係る輸入段階増値税を段階的に納付することを認める。</li> </ul>
新旧規定の適用
<ul style="list-style-type: none"> <li>国発〔2000〕18 号、国発〔2011〕4 号文書にて明確にされている政策を引き続き実施し、関係政策が本政策と一致しない場合、本政策を基準とする。</li> </ul>

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-08/04/content\\_5532370.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-08/04/content_5532370.htm)

● **国家税务总局关于进一步支持和服务长江三角洲区域一体化发展若干措施的通知**

【发布单位】国家税务总局  
【发布文号】税总函〔2020〕138号  
【发布日期】2020-07-31  
【内容提要】该通知提出深化增值税电子发票应用、推行“五税合一”综合申报、推进服务贸易对外付汇便利化、推进税收政策执行标准规范统一等10项措施。其中包括：

<b>深化增值税电子发票应用</b>
将长三角区域部分城市列入首批增值税专用发票电子化试点范围。
<b>推行“五税合一”综合申报</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>将城镇土地使用税、房产税、印花税（按次申报的除外）、土地增值税等四个税种统一按季申报。</li><li>纳税人在申报上述四个税种和企业所得税时，可选择通过电子税务局进行税种综合申报，实现“一张报表、一次申报、一次缴款、一张凭证”。</li></ul>
<b>推进税收政策执行标准规范统一</b>
对税收法律、法规、规章、规范性文件及税务总局其他文件明确规定由各省（市）税务机关自行确定执行标准的税收政策，根据实际情况研究协调在长三角区域统一执行标准。
<b>构建统一的税收执法清单体系</b>
将长三角区域统一的税务行政处罚裁量基准与长三角区域通办涉税事项清单、“一网通办”任务清单相衔接，构建长三角区域统一的税收执法清单体系。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5155171/content.html>

- 【注】
- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
  - 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

## 二、最新资讯

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-08/04/content\\_5532370.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-08/04/content_5532370.htm)

● **長江デルタ区域一体化発展を更に後押しするための若干措置に関する国家税務総局による通知**

【発布機関】国家税務総局  
【発布番号】税総函〔2020〕138号  
【発布日】2020-07-31  
【概要】本通知では、増値税電子発票の利用促進、「5つの税統合」による総合申告制度の推進、サービス貿易の外貨送金利便性促進、税收政策実行基準規範の統一化等10項目の措置を打ち出している。具体的には以下の内容が含まれる。

<b>増値税電子発票の利用促進</b>
長江デルタ区域における一部都市を増値税専用発票電子化試行範囲（第一陣）に組み入れる。
<b>「5つの税統合」による総合申告制度の推進</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>都市部土地使用税、不動産税、印紙税（毎回、申告する場合を除く）、土地増値税等4つの税目を四半期ごとにまとめて申告する。</li><li>納税者が上述の4つの税目と企業所得税を申告する際、電子税務局を経由して各種の税目を総合申告する方式を選択することができるようにすることで、「一枚の申告用紙、一回の申告、一回の税金納付、一枚の証憑で完結できる」制度を実現させる。</li></ul>
<b>税收政策実行基準規範の統一化</b>
税收法律、法規、規則、規範性文書及び税務総局のその他文書で各省（市）の税務機関が独自に執行基準を確定すると明確に定められている税收政策について、実情に応じて、長江デルタ区域における実行基準の統一化について研究し調整を行う。
<b>統一的な税收法執行リスト体制の構築</b>
長江デルタ区域統一の税務行政処罰裁量基準と長江デルタ区域の税務関連事項ワンストップ化リスト、「オンライン・ワンストップ化」任務リストとの整合性を図り、長江デルタ区域統一の税收法執行リスト体系を構築する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5155171/content.html>

- 【注】
- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
  - ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

## 二、新着情報

- [国家市场监督管理总局公开《全国被授予外商投资企业登记管理权的市场监管部门名单》](#)

根据《外商投资法实施条例》规定，日前，国家市场监督管理总局公布了《[全国被授予外商投资企业登记管理权的市场监管部门名单](#)》，今后将根据授权情况予以更新，社会公众可登录总局网站查询（<http://www.samr.gov.cn/djzcyj/>）。

（里兆律师事务所 2020 年 08 月 07 日编写）

- [《江苏省人民政府关于促进利用外资稳中提质做好招商安商稳商工作的若干意见》操作指引 第一批、第二批](#)

为确保《[关于促进利用外资稳中提质做好招商安商稳商工作的若干意见](#)》实施，江苏省商务厅会同有关部门制作，并分批次向社会公布有关操作指引。目前公布了[第一批](#)和[第二批](#)，分别涵盖以下事项。

第一批（共6条）
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 重点外资企业和外资项目办理外籍人员入境邀请手续；</li> <li>▪ 为紧缺、高级人才来苏工作办理外国人来华工作许可；等。</li> </ul>
第二批（共7条）
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 连续两次办理1年以上工作类居留许可且无违法行为的外国人，可在第三次申请时按规定签发5年有效期的工作类居留许可；</li> <li>▪ 推动内外资企业公平参与标准化工作；</li> <li>▪ 非投资性外资企业开展境内股权投资；</li> <li>▪ 外商投资企业可自主选择借用外债模式；</li> <li>▪ 综合保税区内企业货物内销征税；等。</li> </ul>

（里兆律师事务所 2020 年 08 月 07 日编写）

### 三、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- [保障中小企业款项支付条例](#)
- [外籍人员入境政策](#)

- [国家市场监督管理总局が「外商投资企业登记管理権を付与された全国の市場監督管理部門名簿」を公開した](#)

「外商投資法実施条例」の規定に基づき、先頃、国家市场监督管理总局が「[外商投資企業登記管理権を付与された全国の市場監督管理部門名簿](#)」を公開し、今後は授權状況に基づき更新し、一般大衆は総局のウェブサイト（<http://www.samr.gov.cn/djzcyj/>）にアクセスすれば照会できるとしている。

（里兆法律事務所が 2020 年 8 月 7 日付で作成）

- [「外資の利用を促進し安定の中で質を向上させ、外資誘致、外資繋ぎ止めを貫徹することに関する江蘇省人民政府による若干意见」実施ガイドラインの第一弾、第二弾](#)

「[外資の利用を促進し安定の中で質を向上させ、外資誘致、外資繋ぎ止めを貫徹することに関する若干意见](#)」の実施を確保すべく、江蘇省商務庁が関係部門と共同に係る実施ガイドラインを作成し、且つ数回に分けて公布するとしている。現時点においては[第一弾](#)と[第二弾](#)を公布しており、それぞれ以下の事項が含まれている。

第一弾（全6項目）
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 重点外資企業と外資プロジェクトに係る外国籍人員の中国入国、招待手続き。</li> <li>▪ 不足する人材、高度人材が蘇州で就労するための外国人中国就労許可手続き等。</li> </ul>
第二弾（全7項目）
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 1年以上の就業類居留許可手続きを2回連続して行っており、且つ違法行為のない外国人については、3回目の申請時に規定に従い有効期間が5年間である就業類居留許可を発給することができる。</li> <li>▪ 中国国内資本と外資企業が標準化作業に公平に参加できる制度を推進する。</li> <li>▪ 非投資性外資企業による中国国内における持分投資。</li> <li>▪ 外商投資企業は外債借入方式を自由に選択できる。</li> <li>▪ 総合保税区内企業の貨物国内販売に係る課税等。</li> </ul>

（里兆法律事務所が 2020 年 8 月 7 日付で作成）

### 三、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- [中小企業に対する代金支払保障条例](#)
- [外国籍人員の中国入国政策](#)